

○四国地方整備局告示第四十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）  
第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示す  
る。

平成十九年六月二十九日

四国地方整備局長 北橋 建治

第1 起業者の名称 愛媛県

第2 事業の種類 県道川之江大豊線改築工事（愛媛県四国中央市  
金田町半田字亀松地内から同市金田町金川字東山地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 愛媛県四国中央市金田町半田字亀松地内から  
同市金田町金川字東山地内まで

2 使用の部分 愛媛県四国中央市金田町半田字西の内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべ  
て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛媛県四国中央市金田町半田字亀松地  
内から同市金田町金川字東山地内までの2,400 mの区間（以下  
「本件区間」という。）を全体計画とする県道川之江大豊線改  
築工事（以下「本件事業」という。）である。本件事業は、道  
路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府  
県道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法に  
よる道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足す  
ると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道川之江大豊線（以下「本路線」という。）は、道路法第  
7条の規定により愛媛県知事が県道に認定した路線であり、  
本件事業の起業者である愛媛県は、同法第15条の規定により

本路線の道路管理者であることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

本路線は、愛媛県四国中央市川之江町地内の一般国道 11 号との接続点を起点とし、市街地を経由する一般国道 192 号や一級河川吉野川水系銅山川沿いに山間部を経由する一般国道 319 号及び一般国道 439 号の一部区間と重用し、高知県長岡郡大豊町地内の一般国道 32 号との接続点を終点とする延長 43 km の補助幹線道路である。

愛媛県内における本路線は、沿線住民の日常生活や産業を支えると共に、四国中央市の中心市街地につながる一般国道 192 号や四国縦断自動車道へのアクセス道路として機能している。また、平成 16 年 4 月の市町村合併により誕生した四国中央市において既成市街地と同市新宮町との連携強化を支援する唯一の連絡道路としての機能も期待されている。

このうち、本件区間に係る県道川之江大豊線（以下「現道」という。）は、道路幅員が狭小な 1 車線道路であり、車両の通行に支障が生じるなど補助幹線道路としての機能が著しく損なわれている状況にある。

特に、本件区間の中間点付近には、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）に定められた曲線半径の基準を満足しないヘアピンカーブが 4 つ連続する箇所があるなど対向車とのすれ違いが著しく困難で、車両の衝突事故等が発生している。また、歩道が整備されていないことから、歩行者等の交通事故の危険性が高くなっている。

本件事業の完成により、線形の良い 2 車線道路が整備され、円滑で安全な自動車交通が図られ、歩行者等と自動車の交通が分離されることにより、歩行者等の安全な通行が確保される。

なお、本件事業による生活環境に及ぼす影響については、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意に検討を行ったところ、環境基準等を満足していると判断されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益

は相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本路線の安全かつ円滑な交通の確保を目的とし、道路構造令第3種第3級の規格に基づき、現道拡幅及びバイパス方式により2車線の道路に改築する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間のルートとしては高低差が大きく縦断勾配の確保が困難なヘアピンカーブの連続区間を迂回するループ案（以下「申請案」という。）のほかに、同区間をS字に迂回するS字迂回案及びU字に迂回するU字迂回案が検討されている。申請案と他の2案を比較すると、道路延長が最も長くなるものの、線形が最も良好で縦断勾配も最も緩やかとなるため走行性に優れること、現道の交通を確保しながらの工事が可能で施工性に優れること、事業費が最も低廉であり経済性に優れていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に図る必要性

3(1)で述べたように、現道は安全かつ円滑な交通が著しく阻害されている状況であることから、できるだけ早期にそのような状況の解消を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に基づき必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、本件事業により恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられており、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を充足すると判断される。